

特定非営利活動法人コミュニティ・オーガナイズ・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コミュニティ・オーガナイズ・ジャパンという。英文名をCommunity Organizing JAPANとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区平河町1丁目3-7アルタ平河町ビル2Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、仲間を増やしてコミュニティをつくり、力を生み出し、その力を戦略的に使って社会を変えていく手法であるコミュニティ・オーガナイズを通して多くの市民のリーダーシップを育み、人と人との強いつながりを生み出し、人々が主体的によりよい社会を目指して行くことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) エンパワメント事業
- (2) 普及・啓発事業

(3) ソリューション事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人または団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を賛助する個人または団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及びその他の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上2名以内

(選任等)

第14条 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 代表理事 1名以上3名以内
 - (2) 副代表理事 若干名
- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 理事の内3分の2は総会において選任し、3分の1は総会の承認を経て、理事会の同意の下、代表理事が委嘱する。監事は総会において選任する。
 - 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議にもとづき、この法人の業務を取り扱い、代表理事が事故などによって欠けたときは、代表理事が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この法人の業務を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会または理事会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 顧問及び評議員

(顧問及び評議員)

第21条 この法人に、顧問及び評議員を置くことができる。

- 2 顧問及び評議員は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び評議員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

第6章 会議

(種別及び構成)

第22条 会議は、総会、理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。団体正会員は、総会で表決を行う者1名を2年ごとに定め、代表理事に届け出る。
- 3 理事会は、通常理事会と及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の貴族
- (11) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後90日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 通常理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集権者及び招集通知)

第25条 会議は、前条第2項第3号及び前条第3項3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも開催日の5日前までに正会員に対して書面もしくは電磁的方法により通知しなければならない。
- 4 代表理事は、理事会を招集するに当たっては、会議を構成する理事に対し、前項の規定と同様にしなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席が無ければ、開催することができない。

(議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。また、各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書

面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 4 第2項及び第3項に規定する当該正会員または当該理事は、27条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 5 理事会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人に寄附するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

第9章 雑則

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表 理 事	鎌田華乃子	
副代表理事	室田 信一	=代表理事が欠けたとき、その職務を代行する者
同	池本 修悟	=事務局長
理 事	荒川あゆみ	
同	小田川華子	
同	土井 美幸(古川美幸)	
同	林 大介	
同	松澤 桂子	
同	依田 純子	
監 事	小島真喜子	
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2016年5月30日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 会費 個人(一般)10,000円、個人(ユース・25歳未満)5,000円
団体30,000円
 - (2) 賛助会員 会費 個人3,000円、団体10,000円
7. 本法人の設立により、任意団体コミュニティ・オーガナイズイング・ジャパンの一切の財産は、この法人が継承する。